



## の教室・行事予定

日	曜	教室・行事等
1	金	健康体操 (13:30~15:30) 南子ども会 (19:30~21:00)
2	土	人権啓発指導者育成講座(13:30~15:30)
4	月	健康・太極拳教室 (14:00~15:30)
6	水	フォークダンス (10:00~12:00)
8	金	健康体操 (13:30~15:30) 南子ども会 (19:30~21:00)
9	土	先進地訪問研修 (高知市長浜) 詩吟 (19:00~21:00)
11	月	健康・太極拳教室 (14:00~15:30)
12	火	茶道 (13:30~15:30)
15	金	健康体操 (13:30~15:30) 南子ども会 (19:30~21:00)
18	月	健康・太極拳教室 (14:00~15:30)
20	水	フォークダンス (10:00~12:00) 健康相談 (13:30~15:30)
22	金	健康体操 (13:30~15:30) 南子ども会 (19:30~21:00)
23	土	詩吟 (19:00~21:00)
25	月	健康・太極拳教室 (14:00~15:30)
26	火	茶道 (13:30~15:30)

※新型コロナウイルス感染症拡大状況により、予定が変更または中止になる場合があります。

【開館時間】 9:00 ~ 17:00  
【休館日】 土曜日 日曜日  
国民の祝日  
年末年始 (12/29~1/3)

～毎月10日は人権を考える日～  
「アンコンシャス・バイアス (無意識の偏見)」を知っていますか?

アンコンシャス・バイアスとは・・・?  
「無意識の偏ったモノの見方」のこと。  
日本語では、「無意識の思い込み」「無意識バイアス」「無意識の偏見」など、様々に表現されています。

差別発言をした人が、「差別などするつもりはなかった！」と言うことがあります。しかし、その人の意識の根底にあるもの、それが「アンコンシャス・バイアス (無意識の偏見)」なのです。「無意識の差別意識」と言ってもいいかもしれません。

アンコンシャス・バイアスは誰もが持っているものだとされています。しかし、問題なのは、自分の先入観や勝手な思い込みや、無意識に発した言葉や態度が相手を傷つけかねないのです。また、企業であれば、向上しようとするチャンスを奪ったり、モチベーションを下げてしまったりすることもあり、組織全体に悪影響を及ぼすことがあると言われるようになってきました。さらに、当然、差別や人権侵害につながることも考えられます。自分のアンテナを張って、自分の中にあるアンコンシャス・バイアスに「気付く」ことから始めたいものです。

(あなたの中にアンコンシャス・バイアスはありませんか? :例)

- ・雑用や飲み会の幹事は若手の仕事と決まっている。
- ・LGBTに対して戸惑いを感じる。
- ・性別、世代、学歴などで、相手を見ることがある。
- ・男性から育児や介護休暇の申請があると、「奥さんは？」と思う。
- ・障がいのある人は、簡単な仕事しかできない、あるいは働くのが難しいだろうと思う。 など

西条市人権教育協議会・西条市人権擁護課

# 大町会館 だより10月号

2021年10月 第258号  
発行:西条市大町会館  
西条市福武甲1644番地1  
TEL・FAX: 55-5393  
eメール  
omachikaikan@saijo-city.jp

## 部落差別解消推進法に学ぶ

～第52回部落解放・人権夏期講座(オンライン配信)より～

毎年度、高野山大学で開催される標題の講座をこの度、オンライン配信で受講しました。受講した3つの講座は、どの講座も多くの学びを得ることができましたが、その中でも特に印象深い講演から学び得たことを皆さんにお伝えします。

演題並びに講師は、「部落問題入門 — 部落問題理解に外せないポイント」(近畿大学名誉教授 奥田 均氏)です。講演内容の中心は「部落差別解消推進法」(法律の全文を内頁左面に載せています。ぜひ、ご一読ください。)です。

2016年12月16日の公布・施行から早4年10か月、これまで私たちはこの法律をどのように理解し、どう行動してきたのでしょうか。今一度、自分事として、この法律を読み解き、考えてみてはどうでしょうか。

私が、この講演から学んだことは、大きくまとめると次の3つの内容です。

- ① 差別の現実を認めるかどうかは、「考え方や認識の違い」の問題ではなく、法律(部落差別解消推進法)を認めるのか法律を否定するのかの認識レベルの問題である。
- ② 「現在もなお部落差別が存在する」実感を私たち一人一人は、どう共有してだろうか。差別の厳しさが、差別の現実を覆い隠させてしまうことに気付いていない。
- ③ 「部落差別解消推進法」は「部落差別改善推進法」ではない。差別の結果に対する「補償」から、差別の原因の変革にせまる人間社会の「建設」を図るべきものである。故に、部落差別は重大な社会問題であり、恥ずべき社会悪である。

大町会館にも「部落差別解消推進法」がパネルとして玄関右側の壁面に掲げられています。(下の写真右)隣保館である大町会館は、部落差別の解決を目的とした施設であることを改めて強く認識した夏期講座となりました。



## 第258回 会館ミニ展示会

### 『伊曾乃大社祭禮絵巻』復元図絵

【日程】10月4日(月)～22日(金)

【場所】大町会館 玄関ホール

【提供】眞鍋 哲夫 さん(北之丁上組)

一人で悩まないで、まずはお気軽にご相談ください。

ここ大町会館(隣保館)は、人と出会い、交流、つながる場です。偏見や差別、排除のない多様な生き方やこれからの社会の在り方を語り合う場です。人と人がつながり合う社会に関心がある方、何かを始めたいと思っている方、お気軽にお立ち寄りください。ご心配事、悩み事など各種相談、お申込み・お問い合わせは、**西条市大町会館(☎0897-55-5393)**まで、お気軽にご相談ください。

## 部落差別の解消の推進に関する法律 【部落差別解消推進法】

(◆ポイントと思える箇所にアンダーラインを記しています。)

### (目的) 第一条

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別に許されないものであることの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

### (基本理念) 第二条

部落差別の解消に関する施策は、すべての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行わなければならない。

### (国及び地方公共団体の責務) 第三条

国は前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

### (相談体制の充実) 第四条

国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための相談体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

### (教育及び啓発) 第五条

国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

### (部落差別の実態に係る調査) 第六条

国は、部落差別の解消に関する施策の実施に努めるため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

(2016年12月16日 公布)

## 第2回 人権啓発指導者育成講座

令和3年度人権啓発指導者育成講座(全4回)の第2回講座を下記のとおり実施します。

《日 時》 10月2日(土) 13:30~15:30

《場 所》 大町会館 2階大会議室

《講 師》 山田 政春 さん

《演 題》 『「部落差別解消推進法」施行後の差別の実態』

日常生活において身近に発生する様々な人権問題について、考え、気付くきっかけとなりますよう、多くのみなさまのご参加をお待ちしています。

※受講ご希望の方は、大町会館(☎55-5393)までお申込みください。

## 『令和3年度第31回大町会館文化祭』中止のお知らせ

10月24日(日)に予定していました「令和3年度第31回大町会館文化祭」は、新型コロナウイルス感染拡大の現況に伴い、皆様方の安全・安心面を最優先と考えまして、大変残念ではありますが中止することになりました。昨年度に引き続いての中止となり、申し訳ありません。来年度こそは開催できることを願っております。

●人権意識を高めるためのポスター展示については、時期をあらためまして、展示期間を設けたいと考えております。

●各講座・サークルのみなさんの作品については、会館三二展示会において順次展示予定です。